

第三十一次国会 衆議院 商工委員會議録 第二十四号

昭和三十四年三月五日(大曜日) 午前十一時五十六分開議

出席委員

- 委員長 長谷川四郎君
- 理事小川 平二君 理事小泉 純也君
- 理事中村 幸八君 理事南 好雄君
- 理事加藤 鏡造君 理事田中 武夫君
- 理事松平 忠久君
- 新井 京太君 岡本 茂君
- 鹿野 彦吉君 坂田 英一君
- 始岡 伊平君 關谷 勝利君
- 細田 義安君 渡邊 本治君
- 坂川 正吾君 内海 清君
- 大矢 省三君 勝澤 芳雄君
- 小林 正美君 鈴木 一君
- 堂森 芳夫君 水谷長三郎君

出席政府委員

- 通商産業政務次 大島 秀一君
- 通商産業事務官 松尾泰一郎君
- (通商局長) 松尾 金藏君
- 通商産業事務官 松尾 金藏君
- (企業局長)

委員外の出席者

- 専門員 越田 清七君

三月四日 工場立地の調査等に関する法律案 (内閣提出第一三三五号)(参議院送付) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 工場立地の調査等に関する法律案 (内閣提出第一三三五号)(参議院送付) 輸出品デザイン法案 (内閣提出第一三二二号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

小売商業特別措置法案、商業調整法案、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案、輸出品デザイン法案、工場立地の調査等に関する法律案の五法案を一括して議題といたします。

この際工場立地の調査等に関する法律案について、通商産業政務次官より趣旨の説明を聴取することといたします。大島通商産業政務次官。

工場立地の調査等に関する法律案 (目的) 第一条 この法律は、工場立地の適正化に資するため、工場適地の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言を行い、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(工場適地の調査) 第二条 通商産業大臣は、あらかじめ、調査をする地区、調査の方法その他調査に関する重要事項について工場立地調査審議会の意見をきいて、工場適地の調査を行つものとする。

2 前項の調査は、当該地区内の団地を实地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行ふ。

(報告) 第三条 通商産業大臣は、前条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、前条第一項の調査をする地区内において製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業又はガス供給業を営む者(以下「事業者」という。)に対し、その業務の状況について報告をさせることができる。

(工場立地調査簿) 第四条 通商産業大臣は、第二条第一項の調査及び前条の報告に基づいて工場立地調査簿を作成し、事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

2 前項の工場立地調査簿には、前条の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない。

(工場立地調査審議会) 第六条 通商産業省に、工場立地調査審議会を置く。

2 工場立地調査審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、工場立地の調査に関する重要事項を調査審議する。

第七条 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員は、工場立地に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。

4 委員は、非常勤とする。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び工場立地に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 会長は、会務を総理する。

第十条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(罰則) 第十一条 第三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工場立地調査審議会	工場立地に関する重要事項を調査審議すること。

理由

工場立地の適正化に資するため、工場適地の調査を行い、工場又は事業場の設置に関する助言を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大島政府委員 たいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の安定的成長をはかるためには、激甚なる輸出競争に打ちあつることが必要であり、そのためには、徹底的な企業の合理化が要請されることであらためて申し上げるまでもないこととであります。およそ、企業の生産活動におきまして、その生産を営む場所の選定いかん、場所の立地条件いかんが、企業の合理化を左右する決定的要因となることは論を待たぬところであります。

通商産業省といたしましては、これまで工業生産の基盤となりまして、この道路、港灣、工業用水道等のいわゆる工業立地条件の整備につきまして、産業基盤強化のための施策の一として、経済企画庁に設けられました鉱工業地帯整備協議会を通じて、整備事業費の重点的確保をはかりましたことと、特に、最近著しく工業生産の隘路となつております工業用水の確保につきまして、所管省として特別の重点をこれに指向し、種々積極的な措置を講じて参つた次第であります。

かつ公正な調査資料が十分に整備されていなかつたために、企業としては、みずからの限られた調査で立地点を求めざるを得なかつたのであります。その結果、今日見るように、既成工業地帯におきましては、必要以上に工業が過度の集中をし、種々の問題を惹起いたしております一方、新しい工業地帯の工業化は、なお促進されないうままに今日に至つていゝるものが少くない現状であります。

わが国のごとく、狭隘な国土と資源に恵まれない国におきましては、適地適産主義のとりまとして、それぞれの工業にふさわしい場所に工業を誘導し、もつて国土、資源の有効利用をはかることが最も必要であります。このためには、国が全国的視野に立つて、わが国の工場適地につきまして、その立地条件の調査を行い、企業の立地に当り、片寄らない資料を提供し、国としても企業としても望ましい地点へ望ましい型の工業を立地せしめるようにはからなければならぬのであります。

通商産業省におきましては、このよるな観点から、本年度、全国の主要工業適地について、立地条件の調査を行い、この調査資料を通商産業省の本省及び各通商産業局内に設けられました工業立地指導室に収集、整理いたしまして、新たに工場を設置しようとする場合これらの資料を活用することによつて、工場立地に当りましての企業者の経費の節約をはからしめるとともに、工場誘致のためになされる地方公共団体の諸々の施策の効果的な指導を行うべく志して参りました。今回さら

その制度的に欠けた点を補うとともに、これを拡充強化いたし、十分上述の用に耐え得るものといいたしますため、ここに本法案を立案し、工場立地の適正化に寄与したいと考へるものであります。本法案の主たる内容は、次の通りであります。

第一に、工場適地の調査についてであります。まず、工場適地の調査につきましては、調査地区の選定を行い、その地区内の団地ごとに実地調査及び地形、地質等の自然条件、用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行い旨を規定し、さらに本調査の適正を期するたため、必要がある場合は、関係事業者より業務の状況について報告を徴集し得るようにならした。

第二に、工場適地調査の利用方法についてであります。第一に述べました調査の結果に基づきまして、工場立地調査等を作成し、これを利用する者の閲覧に供するとともに、新たに工場を設置しようとする者の求めに際し必要な資料の提供または助言をすることにより、工場立地の適正化をはかるよう措置いたしました。ただし、事業者より徴集いたしました報告につきましては、秘密事項を閲覧等に記載しないこととし、秘密保持をはかるようにならした。

第三に、工場立地調査審議会の設置についてであります。工場立地に関する調査につきましては、学問的にも、政策的にも、未開拓の分野であることにかんがみまして、学識経験者をもつて組織いたします審議会を設け、調査地区の選定、調査の方法、その他の調査に関する重要事項はあらかじめ審議

会の意見を聞くものといいたしましたほか、工場立地調査全般に関する重要事項につきましても、十分に調査、審議を期して、本法の運用の誤りなからんことを期した次第でございます。

以上が、この法律案を提出する理由でございます。何とぞ慎重審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○長谷川委員長 たいま議題となつております各案について質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 たいま議題となりました輸出品デザイン法案について若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず第一にお伺ひいたしたいことは、この法案はなぜ必要か。こういう理由を説明願ひたいと存じます。

○松尾(泰)政府委員 先般本法案の提案理由におきまして、御説明を申し上げている通りでございますが、要するに輸出品の振興という点から考えますと、内外のデザインの盗用を防止する。よつてもつて海外に対して日本の輸出品に対する不安なり悪評なりをな

すというふうなことになるかと、同時に国内におきましても、あるものがいろいろ研究しまして、りつばなデザインを考案をした。ところがすぐほかのものそれがまねしまして、輸出をするというふうなことになるかと、輸出貿易におきまして優秀なデザインでもつて、より多くの外貨を獲得しなければならぬ場合におきまして、それらの意欲を減殺するというふうになるわけでありまして、従ひまして要するに内外のデザインの盗用を防止するといふことによつて輸出貿易の健全な発達

をはかる、こういうことであります。○板川委員 盗用防止のためにこういう制度を必要とする、こういう御説明でありまして、意匠などの盗用防止等については、いわゆる工業所有権の制度があらうと思ひますが、この法律でそれいつたことが取締りができないものかどうか、その理由を伺ひます。

○松尾(泰)政府委員 お説の点はごもつともでございます。しかしながら現在の工業所有法によりまして、い

わゆるそらういふ権利の侵害のあつた場合におきましては、その是正を求め措置はとれるのであります。が、それだけにたよつておきますと、要するにあとの弊になる心配があるわけでありまして、意匠権の侵害をしたような輸出をいたした場合におきましても、あとで追及はできませんが、出してしまつたものはしょうがないといふこととなるわけでありまして、本法におきましては、輸出の前に認定機関の認定を要するわけでございます。いわゆる輸出の前にそらういふ予防的措置を講じまして、そらういふあやまちをなくしようといふのが根本的なねらいであるのであります。

なおつけ加えて申し上げますならば、工業所有権の場合におきましては、これはそもそも権利の設定をいたしますので、登録等には相当の時日がかかつて慎重を期してやらなければならぬ。本法におきまして登録は、これは認定機関の認定を円滑、迅速に行うためのいわば便宜手段として行ひ、いはば行政的な一つの手段にすぎないものでありますので、疎漏であるわけではございませんが、簡単にできない。それらの点も違ひますし、要するに輸出

の前にチェックをいたすところが、根本的に違ふ点であります。

○板川委員 本法で予定してある特定の貨物というものは何と何ですか。

○松尾(泰)政府委員 さしあたり特定貨物として予定したしておりますのは、万年筆、鉛筆、サラダ・ボール、家具、釣具と一応予定しております。

○板川委員 それらの雑貨類の輸出先は主としてどこですか。

○松尾(泰)政府委員 サラダ・ボール、釣具につきましては圧倒的にアメリカ市場が多いのであります。もちろんアメリカだけでもございませぬが、大部分がそういうことになっております。その他万年筆、鉛筆になりますと東南アジア、あるいはアフリカ、相当広範な地域に出しております。

○板川委員 この意匠が盗用されて輸出上の信用を損う、こういうことがこの法律を作る大きい動機の一つであるということの説明されておりますが、そういう事例を何点か仕向国別にアメリカではこういうことがあつたというよりなことを説明を願いたい。

○松尾(泰)政府委員 まず海外のデザインを盗用した事例といたしましてはいろいろあるのであります。最近の新しい例を一つ申し上げますと、西洋カミソリにドイツのゾーリンゲン社という商標を付して、その上にさらにドイツ製である旨の虚偽の原産地の表示をいたしまして、タイ国に輸出した事例があるものであります。本件は本邦輸出業者の国際的信用を非常に害した一例であります。これは輸出取引法に基きまして相当の処置をいたしたのであります。その他の雑貨類についてもいろいろ例はございませぬ。もし詳細なものをというところをございませぬば、あとで資料で御配付申し上げたいと思ひます。また国内相互間でデザインの盗用をやつたために問題を起した例といたしまして、これもまた雑貨でございませぬが、万年筆に例があるわけでありませぬ。日本のある有名なメーカーの万年筆が、一ダース三十八ドルで外国に輸出をされておつたのでありませぬ。ところが他の業者がこれにそつくりまねた万年筆を作りまして、しかも一ダース五十ドル五セントという安値で輸出したという例などは、最も最近のこういう例でございませぬ。こういうふうなケースは、海外におきまして日本品の信用を著しく落すのみならず、取引面では非常な不当な値段で出したというよりなことになりませぬ結果、正常な輸出取引秩序を著しく乱すような結果になつたのであります。

○板川委員 たとえば万年筆の例を取り上げてよいのですが、これはパイヤーが来てこういうものと同じものを作つてほしい、日本の生産業者はそれがこのものであるかよくわからぬから、パイヤーの言う通りに生産して出したらば模造品であつた、こういうことになつて問題を起したと思ひます。パイヤーが悪質である。そういう悪質なパイヤーの悪質な行為を予防するため、こういう法律が必要だ。これは一例ですが、そういうふうに考へてよろしいですか。

○松尾(泰)政府委員 お説の通りでございませぬ。実際の輸出取引の面を見ますと、まあ五〇%以上は外国のパイヤーの注文によつてデザインを模倣して出したという場合でございませぬ。日本の業者が故意に模倣したというか、不注意で出したというふうな場合が多いかと思ひます。あります。しかしながら結局その問題が起りますとメイド・イン・ジャパンの商品が外国のまねをしたというふうなことになる。まして、信用を失墜することは同じ結果を生むわけでありませぬ。今回の法律によりましては、これらの問題に対する程度の問題をはかることにならざるではないか、こう考へております。

○板川委員 この法律の二条を見ますと、「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律の規定による適法な共同行為をもつてしては、その目的を達成することが困難であると認められる貨物」に限つて特定貨物という指定をする、こういうふうな指定をしますが、ただいまのような輸出の秩序を乱して外国貿易の信用を落すというふうな場合には、輸出入取引法、これによるところの一つの規制があり得ると思ひます。実際に輸出入取引法によつて業者が自主的に規制をしておる団体もあるものであります。なぜこの特別法を作つて、それを規制しなくちゃならぬか。輸出入取引法によつて規制できないか。こういう点を一つ明らかにしてもらいたい。どうしてこういう新しい法律を作らなければいかぬか。

○松尾(泰)政府委員 ごもつともな御指摘と思ひます。輸出入取引法におきましては業者の協定によりまして、いわゆる意匠協定ができることになつておるのであります。今も御指摘がございましたように、繊維意匠センター、あるいは陶磁器センター、あるいは雑貨のセンターにおきまして、輸出入取引法に基く業者協定により

まして、ある程度の目的は達成をいたしておるのであります。考へますに元米こういうデザインの問題は本則といたしましては、業者の自主的な協定によつて解決をはかつていくのが理想であり、最も望ましい形態であるといふふうに考へておるのであります。従いまして御指摘がございましたように、特定貨物として指定する場合には、この輸出入取引法の「規定による適法な共同行為をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認められる貨物」、こう考へておるのであります。取引法による共同行為、業者協定というものは、御存じのようないわゆる多数決主義といひますか、組合におきまして総会を開き、そこで多数決できめていくことになるわけでありませぬが、実際問題としてなかなか共同行為のそういう決定ができない場合も、特に雑貨の方においては多々あるものであります。そこで理想はやはりあくまでも業者協定に基いてやることであると思ひます。どうしてできないか。業者協定そのものができない。共同行為ができないといふふうなものにつきましては、本法のような、やや強権的な措置になるわけでありませぬが、政府が貨物を指定し、また認定機関を、業界からの申請にはよるわけでありませぬが、指定をいたしまして、登録なり認定なりの業務をやらせる必要があるかといふことでもあります。あくまでわれわれはこれを改善の策と考へております。指導方針といたしましては、できるだけ業者協定で解決できるものは解決をさしていき、しかしそれでどうしてもいかにないものをこれを取り上げて

いく、こういうふうに考へておるのであります。先ほど申し上げた特定貨物の予定の品目につきましては、かねて業者協定でどうかというふうな議論も議論されたのであります。なかなか意見が統一に至らないという物資であります。がしかしその必要は大いにあるといふことであります。そういう場合を本法でカバーをしたい、こう考へております。

○板川委員 この予定されておる五品目の特定貨物ですが、これがどうしていわゆる輸出入取引法による輸出組合で自主規制ができないのですか、その点、できないというところはわかるのですが、どうして事情でできないかというところがどうも説明にないと思ひます。望ましいというならば、法律を作るばかりが目的ではありませぬから、まず既存の法律で運産省で指導をして、その結果どうしてもできないというならば別でありませぬ。ところが指導をしたかしないか、これを伺いたいのであります。が、どうせだめだということでは法律を作つていくということは、どうかと思ひます。なぜ五品目、万年筆、鉛筆、釣道具、家具、サラダ・ボールこの特定貨物の産業に対しては輸出入取引法の輸出組合方式で自主規制ができないか、その点を一つ明らかにしてもらいたい。

○松尾(泰)政府委員 これはごもつともな御指摘のようでありませぬが、一つは現在の雑貨輸出組合の構成そのものの問題に帰着するかと思ひます。その問題に帰着するに、今の雑貨輸出組合というものは多数の雑貨を包含いたしておる。そうなりますと非常に利害関係の強い人と薄い人がございませぬ。

ところが総会で決議をするということになりまして、先ほど申しましたような商品にあまり利害のない人もおられる、そういう人たちの同意を得ることがむずかしい、もちろん関係をされてる人でも反対をなさる場合もありまして、組合自体が非常に多数の商品を包含しておるために、ごく特定した一部の商品についての取りきめをいたすということができない場合がかなり多いのであります。現状はそうなんでありまして、その点と、それからもう一つは、何と申しますか雑貨のメーカー、いわゆる中小のメーカーとそれから輸出業者の立場というものが必ずしも一致しない。雑貨の中小メーカーはできるだけ自分の作っている商品のデザインについては、人にまねをされぬように保全をはかりたいという気持が強いのであります。輸出業者としては輸出取引を引き延ばさなければいけませんので、場合によれば特定のメーカーの作っているものを、他の中小メーカーに模倣させて出したいというふうな場合もあるわけでありまして、これは業界の醜態の面でございますが、実際問題として、そういう問題のために意見の調整がなかなかつきにくい。もちろん長くかかってもやりますれば、全然断がつかないというわけでもありませんが、こういうものに長くひまをかけるておりましたも、一時間のことも考えなければならぬような次第であります。これまで物資を担当する局におきまして、いろいろ指導いたしておるのであります。なかなかそういう意見の統一ができていくものが相当あるわけでありまして、そういうものを対象にしたい、こういう趣旨であります。

す。もちろん先ほど申し上げました商品におきまして、本法施行の前におきまして、業者協定でやりたいのだというところで、業界の意見が一致いたしませんれば、もちろん本法の適用からはずしまして、その業界の自主的な決定の方に譲るといふ方針であり、あくまでこの業者協定を第一義に考え、本法によるやや強制的なやり方は第二次策と考えているわけでありまして、

○板川委員 　　こう言いますか。雑貨センターに集まっているものが非常に多種多様である、それで理事の多数決主義をとっておられるから関係ない人がそれに加わる、従ってどうもいろいろの人が集まってくる雑貨センターではまとまりにくいからこういう法律を作る、こういうことなんですか。たとえばこの万年筆にいたしまして、家具類にいたしまして、零細な品物としては非常な輸出額になっておりますね。ですから、通産省の指導によつてその輸出業者だけで組合ができないものかどうか。ライター等については輸出組合ができています。うう、あります、なせ万年筆、鉛筆、釣道具、家具、サラダ・ボール等の業者が組合を作らないか、そういうふうに指導しないか。どうも多数決主義で、関係のない人がその組合に入っているのが非常にやりづらから、こういう法律を作ると、こういうふうに関係のするが、どういふことですか。

○松尾(憲)政府委員 　この団体の構成がどういふ業者協定をいたす場合の困難点の一つになっているというのを申し上げたのであります。今御指摘の雑貨センターでございますが、雑貨センターはいわゆる登録をし、認定をす

る一つの実行機関であります。業者協定をいたす機関といたしましては、いわゆる雑貨輸出組合で、雑貨センターではないわけでありまして、ところが先ほど申し上げましたように、雑貨輸出組合と申しますのは多数多様な商品を包含する、その中でごく特定の物資の協定をしようということになりまして、利害関係の薄い人、無関係の人が多いわけでありまして、総会でなかなかその結論に到達しないという一般の原則を申し上げたのであります。これは困難点の一つでありまして、そればかりではなく、特に先ほど申し上げました五、六の商品につきましては、中小のメーカーの方は朝にまとまりがよいわけでありまして、それを取り扱っている輸出業者の団体が非常に数が多いというところで、従来の行政指導の結果まとまりがつき得なかつたのでございまして、従いましてこの団体そのものの性格からくる理由、それからもう一つメーカーと輸出業者の利害のある程度の衝突から、その業者協定になり得ないという場合もあるわけでございます。

○板川委員 　　現在繊維関係、陶磁器関係、ライター等の輸出では、輸出組合を作つて、自主規制が割合にスムーズに行われておる、こういうことを聞いておられますが、そのような輸出組合式で、そういう方式がうまく片方にできておるのだから、そういうふうな指導していったらいいんじゃないかと思つておりますが、この輸出入取引法に

よつて輸出業者の輸出取引に関する協定が第五条でできる。しかし第五条でどうも自主規制がうまくいかないという場合には、二十八条によつて輸出に関する命令を通産大臣はできることになっております。これはこの二十八条によりまして、第五条の自主規制だけでは十分に目的が達せないというときには、通産大臣は規制命令を発動して、いわゆるアウトサイダーの規制までできるようなつておる。しかもその規制に違反した業者は、一年以内の品目や仕向地を定めて輸出停止ができる、こういうことになつておるわけでありまして、この現在の法律でそういう規制命令を確保すれば、輸出の秩序というのは確立できると思つております、この点どうお考えですか。

○松尾(憲)政府委員 　御指摘の通りに、自主規制の場合におきましては、当然ある程度のアウトサイダーが予想される。そのアウトサイダーをどうしても規制しなければ自主規制の目的が達成できないという場合におきましては、二十八条によりまして、俗稱アウトサイダー規制命令というものが、もちろん出せるのでございますが、アウトサイダーの規制命令を出した場合には、どういふことになるかといふと、いわゆる政府そのものが輸出の承認制その他を通じて、業界の意匠協定をかわつて実施するといふ格好になるわけでありまして、従いましてそういう場合を想定いたしますと、本法による場合と非常に似て参るわけでありまして、二十八条のアウトサイダーの規制命令を出したときには、政府みずからがそういう登録なり認定なりをいたすということになつてしまふ。本

法による場合は、あくまでも業者協定でございませぬけれども、民間の機関を認定機関といたしまして、そこで登録をし、その認定機関で認定する、いわゆる民間の知識経験を十分に利用して、事務を迅速に処理するということになるわけでありまして、従来の例を申し上げますと、昭和三十年の九月に絹織物について意匠協定が発効いたしました。以来、今日までかなりの品目について意匠協定が発効いたしておるわけでありまして、いずれも二十八条の規制というところではございまして、若干、一割なり二割なりのアウトサイダーはございまして、大体の目的が達成できるというものについて、実は意匠協定が締結され実施をされております。従いまして法制上の建前からいいますと、今御指摘のごとくアウトサイダーの規制命令をやるといふことは考えられるわけでありまして、その場合は、政府自身が全部協定の実施をひつかぶるような格好になりまして、これはなかなか大へんな業務なんでありまして、そのことを考えますと、おそらくそういう二十八条をやらなければならぬというふうな場合におきましては、本法によりまして特定貨物として指定をして、この民間の認定機関にやらせるといふことが、より効率的であり、より迅速に行くであろうというふうに考へておるわけでありまして、従いまして、法理論としては、先生の御指摘の点のごもつともでありまして、現実問題といたしまして、二十八条のアウトサイダーの規制命令を発動しなければ目的が達成できぬという場合は、本法によつて実施をする方がベターではないかというふうに考へておられます。

○板川委員 どうも私は、輸出入取引法の二十八条二項による通産大臣のアウトサイダー規制の問題は、官庁がきめるといつても、それは民間の意向を聞いて、よく調査の上公平にきめるのであって、そう間違つた片寄つた考え方はしないと思う。今度のこの法律の場合、民間の団体に認定権をまかせるといつても、その業務の規定については、あらかじめ通産大臣に承認を求めるといつてもいいことになっておりますから、その民間団体の運営というものは、この前のブランド輸出法と違ひまして、あらかじめ通産大臣の認定を受けておるから、この点は、通産大臣がやらせても民間の団体にまかせても、そう違わぬのではないかとにかく私の考えからいへば、輸出入取引法の運用によつて何とかできるのではないかと、こう思つておつたわけでありませぬ。

次は、この法律を限時法としなかつた理由であります。軽機械振興法のときは、これは本来ならば、やはり中小企業団体法によるべきである、その中小企業団体法の工業組合の調整機能によつてやるべきである、これは与党の委員の方も同調をいたし、どうも官僚統制になるおそれがあるのではないかと、だから一つ団体法によるべきその指導をする上にこの法律を必要とする、こういうことで五年の限時法になりました。原案はそうではなかつたが、そういうふうな修正をされた。この場合局長が再三申しておる通りに、本来ならば既存の法律、すなわち輸出入取引法あるいは工業所有権確保、さらに輸出検査法、こういうふうな運用をすれば、

○松尾(泰)政府委員 ごもつともな御指摘だと思ひます。実はこの輸出品デザイン法と類似の法をいたしましては、今もお述べになりました輸出品の検査法がござります。輸出品の検査法は、輸出品の品質あるいは包装の検査でありまして、これは限時法ではござりませぬ。日本の輸出入貿易の発展上、そういう品質あるいは外装検査というものが今後必要であるという判断に立つておるためなのであります。この輸出品デザイン法におきまして、率直に申し上げますならば、どういふ物資が今後この法の対象として必要になつて参るか、実はわからぬわけでありませぬ。長きにわたつてこういう法律でもつて、よそのデザインのものはないのだという事で、新しいデザインを考案しようという意欲もまた起つてくるわけなのであります。そういう角度から考へまして、日本の輸出入貿易に伴つて現在問題になつております一つの問題といたしましてこのデザインにつきまして、盗用を防止し、またはそのデザインについての環境をよくして、各自が優秀なデザインを考案に努力をさせる、こういう気持であります。従いまして、これを三年とか五年とか十年

とかいふ限時法で規定することは、かえつてむしろかきいといふか、無理ではなからうかと思つておるわけでありませぬ。法の建前といたしましては永久法になつてはおりますが、他方輸出入取引法もあるわけでございますので、業界が輸出入取引法でございまして、業界にチェイスをまかしておるといふふうな申し上げた方がいひのじやないかと思ひますが、そういう関係で、限時法にいたすのは少し無理ではなからうか。相当長きにわたりました、こういう本法を実施する必要があらぬのではないかと考へております。

とかがいふ限時法で規定することは、かえつてむしろかきいといふか、無理ではなからうかと思つておるわけでありませぬ。法の建前といたしましては永久法になつてはおりますが、他方輸出入取引法もあるわけでございますので、業界が輸出入取引法でございまして、業界にチェイスをまかしておるといふふうな申し上げた方がいひのじやないかと思ひますが、そういう関係で、限時法にいたすのは少し無理ではなからうか。相当長きにわたりました、こういう本法を実施する必要があらぬのではないかと考へております。

○板川委員 軽機械輸出振興法のときも、まあ本来ならば、これは中小企業団体法によるべきである、しかしそれではなかなか業者がまとまらないから、この軽機械輸出振興法を出して、一つ当面業者間の統制をはかつていこう、しかしこれはどうも官僚統制のことになるから、五年間のうちに業者に對する行政指導をして、そうしてはつていって、この法律をなくそう、こういうことで修正になつたのであります。それとこれは非常に似ておると思ひます。とにかく、できればこれはやはり既存の輸出入取引法を運用して、業者の輸出入組合によつて、自主調整あるいは規制を行なつてもらいたい、そういうべきだ、この説明をされておるわけでありませぬ。ですからたとへば万年筆、鉛筆、釣道具、家具、サラダ・ボールの各業界が、輸出入取引法による輸出入組合を作れば、これから全部抜けていくわけですね。抜けていけば實際法

律はなくなつてしまふ、対象がなくなるのですから……。しかもその輸出入組合、これによる業者の自主調整、規制といったことを一つ行政指導をされて、ある時期これを必要としても、その間に行政指導されてなくしたらいひのじやないか、その方がいひのじやないかと、こう思つたわけですが、どうもその点私納得できないので……。○松尾(泰)政府委員 先ほど申しましたように、限時法にいたさなかつたのは、例があまり適切ではないかもしれませんが、輸出品の検査法と同じような意味を持ちまして限時法にいたさなかつたのであります。今御指摘にありました特定貨物に予定しておるものにつきましては、一応本法の適用がふさわしいと考へておるわけでありませぬが、もちろんこれは民間の自主協定によつて、輸出入取引法によつてやろうといふことになりませぬ、そのときにはいつても特定貨物としての政令指定をやめればいひわけでありませぬ。もちろんそれは弾力的にわれわれは考へておるわけでありませぬ。一たん指定したものは、業界が何といつても押していくのだといふつもりはござりませぬ。それからいま一つは、ちよつとお触れになりました、本法によつて特定貨物に指定していきなれば、輸出入組合の対象からはずれるのではないかと、こういう御指摘がござりました。この点は先ほど申しました品目は、現在のところ雑貨輸出組合の対象品目となつておる。従つてその品目について本法による特定貨物にいたしますれば、その雑貨輸出組合につきましては、この

品目について意匠協定の必要はなくなるわけでありませぬ。輸出入組合にいたしますれば意匠協定のほかに価格あるいは数量の協定あるいはその他いろいろ取引条件についての協定が、必要な場合を満たすわけでありませぬ。別段この輸出入組合の品目がなくなる、それによつて輸出入組合の権限を非常に侵すといふことはなからう。ただその意匠協定に関する限りは、本法による実施に移り変わる、こういうわけでございます。

○板川委員 輸出入組合の協定事項は、ただいま申されたように、価格、数量、意匠その他といふことになつております。ですからこの特定貨物に指定された業界が、将来数量、価格等を輸出入組合によつて調整をしよう、こういうことになつた。その場合に一つ意匠中でやつていこう、輸出入組合で自主調整をしよう、こういうふうになつた場合には、この特定貨物の中から取り去られていくのでしようと思ひます。たのめです。そうすると實際特定貨物の業界が全部輸出入組合に行つた場合には、この該当輸出品といふものはなくなつてしまふのではないかと。またそういう形が望ましいといひおられるのだから、限時法にしていひのじやないか、こう言つたわけでございます。

○松尾(泰)政府委員 ただいまの御指摘の点は、理論的にはまさしくその通りであります。輸出入組合におきまして数量価格の協定と同時に意匠協定もやります。従つて本法による特定貨物にする必要はないといふ事柄が参ります。従つて、われわれは喜んで本法による特定貨物を政令からはずしてやるわけ

第一類第九号 商工委員會議録第二十四号 昭和三十四年三月五日

であります。しかしながら輸出品は申し上げるまでもなく凡百の物資が有りまして、大企業、中小企業のものあり、また先ほど来申しておりますように輸出業者とメーカー間の利害も必ずしも一致しないというふうなこともありまして、どういふ貨物が出て参るか今後の推移を見なければわからぬわけでございます。従つて今これを時限法にして一定期間ということでは、どうして本法の目的は達成し得ない。私が業者協定が最善の策であると申し上げましたが、これはもちろんこういふ問題の性質上、業者の自主的な解決でもつていくのが望ましいという理想論を申し上げたのであります。現実にはなかなかそれが行きにくいわけでございます。また品目の数も多いということとで、繰り返して同じようなことを申し上げておるようではなはだ申しわけありませんが、われわれといたしましては、これを一定期間を限つて、こういふ法律を実施するということにはとてもいかぬだろう。やはり長期にわたつてやる。しかし実際の情勢の推移で、特定貨物はかなりふえる場合もありましようし、また特定貨物にすることによって業者の自覚が出て参つて、業者協定でやるという場合もございませうし、それは実際の情勢の推移を見て運用いたすべきではなからうか。もちろん本法の適用になる特定貨物が一つもなくつた、またその後そういう必要がないということになりますれば、もちろん本法を廃止して差しつかえなからうと思ひます。今われわれが相俵しますのに、これを一定期間を限つて運用するということは、ちよつと実情にそぐわないのじやないかとい

うふうに考へざるわけでございます。○板川委員 それでは先へ進みますしよ。ちよつとお伺ひしますが、四十二条によると「当該認定に係る特定貨物の輸出価格の千分の三」を手数料として納める。千分の三以内ということになつておりますが、輸出組合の場合には組合費ほどのくらいですか。千分の三と比較して高いですか、安いですか。

○松尾(泰)政府委員 現在雑貨センタリーでござりまするところの認証料はFOB価格に対して千分の一、陶磁器につきましては陶磁器の意匠センタリーがやつておるのですが、特別手数料として仕向国別に若干の差異はございしますが一万分の六になつております。それから繊維につきましては繊維の意匠センタリーが実施いたしてござりますが、これは一ヤード当り二銭、なお最低を一件につきまして六十円というような基準を設けておるのであります。この四十二条の手数料といたしまして千分の三といたしておりますのは、大抵これの例を見まして、いわゆる手数料が高いということは、やはり輸出業者の負担にもなることではありますので、できるだけ低い手数料でやらねばならぬという建前で、実はこの千分の三というところをマキシマムにきめたわけでありまして、輸出検査法におきましては、この法律にありますが最高限度は百分の一ということになつております。しかし実際問題として百分の一をとつておるものはないのであります。それは最高限度でありまして、千分の三、高いもので千分の五ないし六くらいが高いものになつておるわけでありまして、この法案による手数料といたし

ましても、一応マキシマムが千分の三ということになつておりますが、心づもりでは千分の一前後で運用をいたすべきではなからうか。これはできるだけ負担を軽減するといふ建前から考へていくべきであるというふうに考へております。○板川委員 認定機関について伺ひたいのですが、認定機関は省令で各区分ごとにきめるといふことになつておりますが、当面どこどこへ認定機関を予定しておりますか。○松尾(泰)政府委員 差あたりといたしましては現在ありますところの雑貨意匠センタリーを考へておるのであります。繊維、陶磁器につきましては、大抵現行の業者協定によつて目的を達成いたしておるので、これは業界から御希望があれば別でございまして、自主協定でその二つはやつております。雑貨につきましては、先ほど来申し上げておりますように、意見の調整がなかなかとりにくいような事情もありまして、差あたりは雑貨の意匠センタリーを認定機関としてこの指定をすることにしようかと思ひます。これはもちろん申請があつてやることになつておりますが、大体さういふことになつております。

○板川委員 この認定機関で認定する場合には、この法律はプラント輸出よりも、先ほど申しましたように割合によくできておつて、運営の業務規定を考へておつております。その業務規定の内容の根子となる考へ方——これはどういふ点を骨子とされておるか、許可の基準と申しましようか、それを一つこの際明らかにしてもらひたい。

○松尾(泰)政府委員 現在雑貨センタリーでござりまするところの認証料はFOB価格に対して千分の一、陶磁器につきましては陶磁器の意匠センタリーがやつておるのですが、特別手数料として仕向国別に若干の差異はございしますが一万分の六になつております。それから繊維につきましては繊維の意匠センタリーが実施いたしてござりますが、これは一ヤード当り二銭、なお最低を一件につきまして六十円というような基準を設けておるのであります。この四十二条の手数料といたしまして千分の三といたしておりますのは、大抵これの例を見まして、いわゆる手数料が高いということは、やはり輸出業者の負担にもなることではありますので、できるだけ低い手数料でやらねばならぬという建前で、実はこの千分の三というところをマキシマムにきめたわけでありまして、輸出検査法におきましては、この法律にありますが最高限度は百分の一ということになつております。しかし実際問題として百分の一をとつておるものはないのであります。それは最高限度でありまして、千分の三、高いもので千分の五ないし六くらいが高いものになつておるわけでありまして、この法案による手数料といたし

ましても、一応マキシマムが千分の三ということになつておりますが、心づもりでは千分の一前後で運用をいたすべきではなからうか。これはできるだけ負担を軽減するといふ建前から考へていくべきであるというふうに考へております。○板川委員 認定機関について伺ひたいのですが、認定機関は省令で各区分ごとにきめるといふことになつておりますが、当面どこどこへ認定機関を予定しておりますか。○松尾(泰)政府委員 差あたりといたしましては現在ありますところの雑貨意匠センタリーを考へておるのであります。繊維、陶磁器につきましては、大抵現行の業者協定によつて目的を達成いたしておるので、これは業界から御希望があれば別でございまして、自主協定でその二つはやつております。雑貨につきましては、先ほど来申し上げておりますように、意見の調整がなかなかとりにくいような事情もありまして、差あたりは雑貨の意匠センタリーを認定機関としてこの指定をすることにしようかと思ひます。これはもちろん申請があつてやることになつておりますが、大体さういふことになつております。

○松尾(泰)政府委員 この認定機関で認定する場合には、この法律はプラント輸出よりも、先ほど申しましたように割合によくできておつて、運営の業務規定を考へておつております。その業務規定の内容の根子となる考へ方——これはどういふ点を骨子とされておるか、許可の基準と申しましようか、それを一つこの際明らかにしてもらひたい。

○松尾(泰)政府委員 御指摘の登録と実際の輸出をするときの現物の照合と分れるわけでありまして、大体ペーパーまたはサンプルによる認定でございまして、最もおそろくとも三日くらいでやれるのではないかとおもうふうに考へております。これは現在の各意匠センタリーがやつておるやりの方から判断して、さうに考へておるのではありません。できるだけ早くこれらの事務の処理をいたすといふことを、実は念願として考へておりますが、現実の貨物の認定ということになりますとおきましてやりますので、これはほとんど何時間あるいはその日に大体

済ますといふことにならうかと思ひます。○板川委員 認定機関の認定の基準と申しましようか、これは三条、四条等に考へ方が出ておりますが、仕向国の法令により保護されているデザインまたは商標、これは工業所有権による保護を受けるものかと思ひます。それから仕向国の間で広く需要者に知られておるデザインまたは商標はまねたり似たりしたものを作つてはいかぬということになつておるのですが、その表現の表を返しますと、仕向国の法令で保護されてないもの、それから仕向国で等については、類似模倣もいんじやないか、こゝういふ逆な解釈もできるわけですか。これも考へると、要するに仕向国で問題が起らなければ、多少の模倣はあつてもいんじやないか、こゝう思ふのですが、問題にならないものとなるものとの考へ方、判定の基準といひましようか、さういふ点について、一つ何か考へ方があつたら、この際示しておいてもらひたいと思ひます。たとへばこゝういふ程度のもは多少類似されておつてもいんじやないか、こゝうあつておつてもいんじやないか、こゝう思ふのですが、問題にならないものとなるものとの考へ方、判定の基準といひましようか、さういふ点について、一つ何か考へ方があつたら、この際示しておいてもらひたいと思ひます。たとへばこゝういふ程度のもは多少類似されておつてもいんじやないか、こゝうあつておつてもいんじやないか、こゝう思ふのですが、問題にならないものとなるものとの考へ方、判定の基準といひましようか、さういふ点について、一つ何か考へ方があつたら、この際示しておいてもらひたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 御指摘の登録と実際の輸出をするときの現物の照合と分れるわけでありまして、大体ペーパーまたはサンプルによる認定でございまして、最もおそろくとも三日くらいでやれるのではないかとおもうふうに考へております。これは現在の各意匠センタリーがやつておるやりの方から判断して、さうに考へておるのではありません。できるだけ早くこれらの事務の処理をいたすといふことを、実は念願として考へておりますが、現実の貨物の認定ということになりますとおきましてやりますので、これはほとんど何時間あるいはその日に大体

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

○松尾(泰)政府委員 仕向国の觀念を表示いたしましたのは、現実の問題として、全世界的に注意をいたすといふことになりますと、今も御指摘のやうに非常に窮屈なことになるわけではあります。従ひましてアメリカならばアメリカを仕向国にする場合に、アメリカの工業所有権でもって登録されておるもの、これはもちろん問題ではございません。同じものをかりにインドネシアに輸出をするという場合、イン

ドネシアではまだアメリカの業者が登録しておらぬという場合に、どうするかという問題であります。本法の建前としたしましては、インドネシアならインドネシアにおいて工業所有権として認められておらなければ、一応輸出してもよろしいという建前をとつておるわけでありませぬ。しかしながらアメリカのデザイナーが世界的に周知されておる、たとえばパーカーの万年筆だとか、あるいは先ほど例にあげましたようなゾーリンゲンのマークというようなものは、世界的に刃物のマークとしては通つておる。そういうものはかりにその仕向国において工業所有権として登録されておらなくとも注意をいたさなければならぬ、こういうふうに考へておられます。従いましてその限界をどの辺に持つかということになりますと、これは実際問題として非常にむづかしいのでございますが、それぞれの商品につきましてまたそれぞれの商慣行がありますし、専門家の民間機関が判断をして、この程度ならばよろう、これは相手方に工業所有権として確認されておらぬでも、アメリカの製品として世界的に知られているから、これはいいだろうということ、認定機関の自主的な判断にまかしたいというふうに考へておるわけでありませぬ。確かに非常にデリケートの問題でありますので、一応われわれといたしましては、こういうところで線を引くという線の引き方が実はございませぬので、あくまでも認定機関の良識ある、善意ある運営に待ちたい、こういう場合に考へておられます。

○板川委員 雑貨類ですと、万年筆にしましては何にしまして、人間が考へることと使う便利さからいうと、デザインというものは大体共通なものがあるわけですね。ですから認定の基準というものはこれならば類似しておつても、この国に来た場合には大して問題にならないということ、そういうふうなことからばかまわらない、輸出は認め、こういうことですか。全然問題にならないような地域でも似ておるものはいかぬ、仕向国によつて似ておるものは輸出はいかぬというふうな認定をするのですか、登録するときでも認定するときでもけつこうですが、要するに基準というものは非常に狭く、きびしく登録の基準を設けるか、あるいは問題が起らなければ大丈夫だろうということ、ゆるく基準を設けるか、それによつて多少輸出関係の方も違ふと思ひますが、その考へ方について伺ひたい。

○松尾(泰)政府委員 これは先ほど申しましたように非常にデリケートのポイントなんですけれども、その点は特許庁でいたしましてその工業所有権の場合におきましてもあるわけでありませぬ。本法の場合におきましても類似と非類似の限界点というものは、これは認定機関の能力に待つほかいたし方ないわけでありませぬ、その仕向国別に考へた場合には、われわれといたしましてはあまりきつくないいたしまして非常な障害になる、要するにこれをやることによつて問題が起るか起らないかという角度から判断をいたすべきではないかというふうに考へております。

○板川委員 次に伺ひたいのですが、たとへばこれは例ですが、ある業者が万年筆を輸出しようと思つて、バィヤーと契約して、一つの新しい型のデザインを作つた。この場合はこの法律によつて、まず試作をして、とありませぬこの認定機関へ持つてきて登録をするわけですね。登録するときには一応諸外国の仕向地等を見てこれは心配ない、そういうことで二、三日たつて登録が許可になつた。許可になつたためにその万年筆を大量生産して、一万ダースなら一万ダースにかつて輸出をした。それは契約の半分であつて、半分輸出をした。あとの半分を送ろうと思つたら、実はそれが外国仕向地で問題になつてやはり類似しておるといふことになつた。そうしますと問題が起ると認定機関は登録の取り消しをするということになりますね。あとの半分を輸出しようと思つたら、前のは間違へましたと登録を取り消されて輸出ができない。そうしますとその輸出業者は損害を受けるわけですね。この場合損害の負担をいまいしよるか、これは泣き寝入りですか、それとも認定機関で補償するのですか、どういふことになりませぬか、そういう場合には。

○松尾(泰)政府委員 その認定機関がよろしいということ認定をして輸出したものが、向うで類似ではないかというふうな問題が起つた場合であります。これが果して類似になるかならぬか、認定機関としてはあらためて検討をいたすわけでありませぬ。向うから類似だと言われたからといって、簡単に取捨消すというわけではもちろんございませぬが、いろいろ慎重に調べた結果、これは類似の概念に入るといふことになると、やはり取り消さざるを得ぬかと思つております。その場合の賠償責任という問題があります。これは輸出検査法によりまして輸出検査を

○松尾(泰)政府委員 輸出取引法は、業者の自主協定を独禁法の除外例として認めるというところが、根本原則であります。業者の自主協定だけでは因循にもが処理できないという場合に、やむを得ずアウトサイダーによる規制をいたすということ、あくまでも取引法の精神というものは、業者の自主調整ということに置いております。そのことは事実であります、最近の輸出検査法におきましては、やはり未遂罪も罰しておるのであります。従いまして、くどくなりませぬが、輸出品デザイン法は、大体輸出検査法の体系を採

用しましたので、未遂罪も罰することにいたしました。そこでどこで未遂、既遂になるかというけじめがありますが、要するに輸出でございますので、税関に対してまず輸出申告をいたすわけでありませぬ。輸出してしまへば、これは輸出の完了ということ、既遂になるわけでありませぬ。輸出の申告の段階でもつて、未遂か未遂でないかということ規定するわけでありませぬ。

○板川委員 もう一つ、この異議の申し立てであります、四十一条で、通産大臣または認定機関の処分に対して不服がある者は、文書をもつて通産大臣に異議の申し立てをすることができ、この場合において、認定機関の処分に対する異議の申し立ては、その処分をした認定機関を経由してしなければならない、こういうふうであります。認定機関の処分が異議の申し立てをして、まず認定機関がこれを審議するだろうと思ひます。さらにそれで不服ならば通産大臣が裁定を下すということになるのじやないかと思ひますが、そういう二審的な審議の方式をとるのですか、それともこれは認定機関と通産大臣というのの二つに考へていいのですか。

○松尾(泰)政府委員 第四十一条の第一項の後段の点かと思ひますが、認定機関を経由して異議の申し立てをしなればならぬ、これはただ単なる經由機関でありまして、認定機関がそこで審議をするものではございませぬ。

○板川委員 その点はプリント輸出法と若干違ひます。それで通産大臣の処分には異議がある場合には、これはどこ

へ申し立てて、さらに争うことになり
ますか。

○松尾(憲)政府委員 その場合はこれ
は一般の例にかんがみまして、行政訴
訟によることになるわけでありませ
ぬ。

○板川委員 行政事件訴訟特例法によ
る、こういうことですね。

○松尾(憲)政府委員 さようござい
ます。

○板川委員 最後ですが、この法案に
対して業者間でいろいろ、こういう法
律ができるものとめぐりくまといふ意
見があつたり、官僚統制になるのじや
ないかという心配をしておる業界もあ
るやうであります。この法案に対し
て反対といつても、どういふ程度の中
とを主張されておるのか。実は私本日
までにそういう業界の反対があるなら
ば、反対者の意見を聞いてみたいと思
つたのですが、その機会がなかつた
のであります。通産省として察知し
た業界の反対の理由等について、一
つ説明をしていただいて、おしまいに
したいと思ひます。

○松尾(憲)政府委員 反対のあるとい
う例を私があり申し上げますこと
は、いかがかと思ひますが、お尋ねでも
ございましてお答えをいたしますと、
まず繊維の意匠センターからは若干の
反対があつたことは事実でございま
す。それは先ほども申し上げましたよ
うに、業者協定で円滑に行つてい
る。そこでこういう法律ができると、何か
そこへ引き入れられるような気がする
という、いわば感情的な問題もあるよ
うであります。先ほど申し上げました
ように、繊維業界としては特に古くか
らデザインの保全なり盗用防止につき
ましては、非常に積極的であつて苦勞

をされてきただけに、この種の問題は
業界が自主的に解決をいたすべきもの
である、政府にあまり介入をしてもら
われない方がいいのじやないかというよ
うな意見に基いておるのであります。
これは繊維業界の言われることはもつ
ともであるのであります。従ひまして先
ほども御質問があり、お答えをいたし
ましたように、輸出入取引法でやれな
いものを貨物に指定するといふふう
に、特に明定したのもそういうところか
らであります。その他の陶磁器及び雑
貨の業界におきましては反対はござい
ません。しかしせひやつてくれというグ
ループとあることはやむを得ませんが、
そう強い反対はございせん。どつち
かというところ、こういう法律ができ
ることによりまして、彼らが長年問題に
して悩んでおつた問題が解決できるの
はなかるうかという期待感、それから
もう一つはこういう法律ができること
によつて、これまでとかく業界でいろ
いろとむずかし屋が意見を申してお
つたが、それを一つ業界でやろりじや
ないかという機運にかえつてなるのじや
ないかという面を期待されておる向き
もあるやうであります。繊維を除きま
してはおおむね賛成だと判断をいたし
ます。

○板川委員 以上をもつて私の質問を
終ります。

○長谷川委員長 始関伊平君。

○始関委員 ただいま詳細な御質問が
ございまして、私は二、三の問題
点につきまして簡単に御質問をいたし
ます。

最初の問題は政務次官にお答えを願
いたいと思ひますが、この

法案のねらいであるデザインの盗用
なりあるいは模倣の防止、これは長い
間国際的にも国内的にも非常に紛議の
種になつておりました。日本の信用を
失墜し、輸出貿易を阻害するといふ支
障があつたのでございまして、今回は
これを法律で防止策を講じていきたく
い、こういう意味でございまして、
翻つて考えてみますと、デザインの盗
用問題というものは、これは元來が商
業道德の問題であるといふふうに考
へるのでございまして。従ひましてこれ
時に商業取引の問題でもありますし、
弾力的な判断が必要である。またきわ
めて迅速に処理しなければならぬ、こ
ういふ要請があるわけでありまして、
根本的には商業道德の高揚によらな
ければ、解決できないものであるとい
ふふうに考えられるのであります。この
よきな問題につきまして政府が法律を
もつて臨むといふことは、かえつて煩
瑣になつて、今申しました迅速性を
欠き、また弾力性を欠くといふやうな
弊があるのみならず、罰則をもつて罰
するといふことになりまして、これ
は一番の根本である業界の自覚を促し
て、モラルを高揚させるということに
は逆行になる心配がないかという気が
いたすのでございまして、この点に対
する政府の見解を伺いたいと思ひま
す。

○大島政府委員 そのようなこともあ
らうかと思ひますが、やはり政府とい
たしまして、なるべく業者間の協
定によつてその目的を達成したいとい
う気持が非常に多いのですが、やはり
それだけではほんとうの目的を達成す
ることができないといふやうなため
に、どうしてもこのやうな法律を作ら

なければならぬといふので制定した
したよきな次第であります。そのため
に非常に迅速を欠いて、いわゆる商売
が非常に円滑を欠くやうなことがあつ
ても困るじやないかといふことも考
へられますので、その運営に對して
は最も迅速に取り扱うやうにいたした
い、かように考えておる次第でござい
ます。この精神はやはり何といたしま
しても商業道德を十分に守つていた
くよきに側面からもこれを教育するよ
うな態勢を確立したい。その意味
も含んでおるといふやうに私も考
えておるわけでありまして。

○始関委員 この法律制定の効果であ
ります。本法の適用を受けるいわゆる
特定商品といふものについては、デザ
インについての海外からの苦情は全然
なくなる、こういうふうなお見通し
あるかどうか。効果についての見方を
ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○松尾(憲)政府委員 特定貨物に関す
る限りにおきましては、相当程度にお
きまして海外からの非難はなくなると
確信いたしておりますが、全然なくな
るかといふ問題につきましては、これ
も認定機関の能力にも関するわけであ
りますし、それから現地のいろいろな工
業所有権を調べる時間という問題もあ
りますので、全然なくなるかといふこと
になりますれば、全然問題が起らない
といふことは私は言えないかと思ひ
ます。本法を制定する前と後
と比較いたしますと、大部分は法律に
よつて問題が解決していきけるのでな
いか、こういうふうにお話しております。

○始関委員 ただいまのお話によりま
すが、認定機関が認定した輸出品に

ついて、今お話のようにデザイン侵害
のクレームがあつた場合、認定機関と
しての法律上の責任問題があると思
つておられます。先ほどのお話では責任
はないといふことでもございまして、こ
の点は故意、過失の關係その他いろ
いろの条件がございまして、困
り認定機関において賠償責任がある
といふことにはなるのではないかと
思つておられます。この辺の見解を、もう一
べんはつきりとお示し願ひたいのであ
ります。

○松尾(憲)政府委員 先ほど板川先生
に對して、さやうな場合におき
ましては認定機関の責任は一応ない、
こういうふうにお答えを申し上げますが
あります。少しこまかくなりますが
お答えを申し上げますと、まずそ
うクレームが起るといふ場合は、まず輸
出したものに対してなされることは言
うまでもないのであります。問題はそ
の輸出業者のクレームによる責任につ
いて、その当該輸出業者が認定機関に
さらに損害賠償を請求し得るかどう
か、こういう問題かとも思つてお
られますが、認定機関の賠償の性格を國家
賠償に準じて考えますか、あるいは民
法上の損害賠償と見るか、若干疑問が
ありますが、まず認定機関の側にお
ける故意または過失あるいは権利の違法
な侵害といふやうなことがありません
ければ、損害賠償の責任は生じないわ
けであります。まず第一に当該輸出業
者が、その認定機関の認定という行為
によりまして何らか自己の権利が侵害
されたであらうかどうかといふ問題に
もなるわけでありまして、そういう認
定機関の認定行為によりまして、輸出
業者の権利侵害にもならない、よつて

なればならないといふので制定した
したよきな次第であります。そのため
に非常に迅速を欠いて、いわゆる商売
が非常に円滑を欠くやうなことがあつ
ても困るじやないかといふことも考
へられますので、その運営に對して
は最も迅速に取り扱うやうにいたした
い、かように考えておる次第でござい
ます。この精神はやはり何といたしま
しても商業道德を十分に守つていた
くよきに側面からもこれを教育するよ
うな態勢を確立したい。その意味
も含んでおるといふやうに私も考
えておるわけでありまして。

○始関委員 この法律制定の効果であ
ります。本法の適用を受けるいわゆる
特定商品といふものについては、デザ
インについての海外からの苦情は全然
なくなる、こういうふうなお見通し
あるかどうか。効果についての見方を
ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○松尾(憲)政府委員 特定貨物に関す
る限りにおきましては、相当程度にお
きまして海外からの非難はなくなると
確信いたしておりますが、全然なくな
るかといふ問題につきましては、これ
も認定機関の能力にも関するわけであ
りますし、それから現地のいろいろな工
業所有権を調べる時間という問題もあ
りますので、全然なくなるかといふこと
になりますれば、全然問題が起らない
といふことは私は言えないかと思ひ
ます。本法を制定する前と後
と比較いたしますと、大部分は法律に
よつて問題が解決していきけるのでな
いか、こういうふうにお話しております。

○始関委員 ただいまのお話によりま
すが、認定機関が認定した輸出品に

ついて、今お話のようにデザイン侵害
のクレームがあつた場合、認定機関と
しての法律上の責任問題があると思
つておられます。先ほどのお話では責任
はないといふことでもございまして、こ
の点は故意、過失の關係その他いろ
いろの条件がございまして、困
り認定機関において賠償責任がある
といふことにはなるのではないかと
思つておられます。この辺の見解を、もう一
べんはつきりとお示し願ひたいのであ
ります。

もつて結論を申し上げますれば、そういう場合には認定機関の道義上の責任というものはあるかもしれませんが、経済上の損害賠償等の責任はない、こういうふうな考えております。

○始関委員 この法律の実際の適用と特許庁の方でやっております意匠法との関係でございますが、これについてはもう少しはっきりしておく必要があると思つております。第一に特許庁の方で意匠登録を受けましたものを、認定機関としてはどういふふうに扱うのかという点を伺いたいと思つております。それから同一のデザインであるという場合には問題は無いわけでありますが、類似のデザインの場合には、いろいろな問題が起つてくると思つております。特許庁の方の判断では類似にあらずと認め、逆に本法による認定機関の方では類似のものであるというふうに認めた場合におきましては、これは同じ認定機関あるいは国家的な機関の認定が、相互にそごすることになるかと思つております。この場合におきまして両者の関係はどういふふうに調整されるのかという点につきまして、なおまたこの場合に損害賠償責任があるかどうかという点について、まず御説明をお願いしたいと思います。

○松尾(参)政府委員 特許庁におきまして、意匠権あるいは商標権等の登録をいたしておる場合に、本法の認定機関におきまして登録につきましては、業者から申請がありますれば意匠の方は登録をする建前にいたしております。しかし別段登録を強制といひますか、要請するわけはございません。本人

が実際現実の貨物の輸出に當つて事務を簡素化したいということから、認定機関に登録しようということでありましたら、喜んで登録を受ける建前になつております。しかし必ずしもこれは意匠権ではございません。

それから第二点は、本法による認定と、それからいわゆる工業所有権の場合の差異、あるいは類似の差異があつた場合に起る問題であろうかと思つております。たとへば甲が意匠権を有する意匠と同一の意匠を施した特定貨物の認定を乙から申請をいたしましたも、認定機関は認定いたしませんから、この甲のものの意匠権は乙のものによつて侵害されることはどうも無いわけでありまして、ただ第二点といたしまして、甲が意匠権を有する意匠と類似の意匠を乙が申請をしても認定機関ではもちろん認定をいたしませんから、同じく意匠権侵害の問題は生じない。ただ類似判断に、これは人間のやることであるので若干の幅がある。特許庁でやれば類似と判断したであろう意匠を、万一認定機関が非類似だとして判断を下しまして、乙が認定を受けて輸出をするという場合も一応考えられる。

そういう場合にはどうかということになるわけでありまして、万一甲の意匠権を侵害するといふようなことが起りましたら、この場合には甲はもろろん成規の手続によりまして、自己の意匠権を主張することが出来るわけでありまして、ただ現実の問題として考えますと、認定機関の行つた類似判断といふものは、特許庁の場合よりもむしろシビアであらうと思つておるのであります。特許庁であれば類似と判断したであらう意匠を、認定機関が非類似と判断をいたしましたように、故意過失とをいたしたように、故意過失といふ場合は別であります。その他の場合は責任はないといふように考えております。(始関委員「取り消すのですか。」と呼ぶ) もちろん取り消すは、

○始関委員 こういつた場合はどうなるか。甲という者が登録したデザインの出願をしておる、それが登録になりませんうちに、同じものを乙という者が認定機関で認定を受けた、こういう場合にあとで甲の方の登録が確定した、こういう事態も起らうと思つておりますが、こういう場合はどうなるか。

○松尾(参)政府委員 そういう場合も起るかと思つておりますが、その場合は取り消しをいたすわけでありまして、

○始関委員 この法案を通過いたしました、デザイン模倣防止対策という点に重点が置かれておる。これはこの法律の目的から見まして当然であります。が、積極的な意味でのデザインの振興策といふものが盛り込まれておりません。わが国におきまして、世界中の国からしよつちゆう苦情を受けるように

デザイン盗用が多い、その根本原因はいろいろございまして、これはわが国産業におけるデザインという観念が非常に不十分であり、安易であるといふところに一つの根本原因があると思つておる。盗用問題といふことは、要するにそういう観念の不十分から来る一つの現われにすぎなからう、このように考へます。御承知の通り欧米などにおきましては、デザインという問題は一九三〇年ころから非常に目ざましく発展をきておる、デザインによる市場競争が経済発展の推進力にもなつておる、こういう状況のようでありまして、欧米の企業がいかにかこのデザインのために多くの金と人と時間を使つておるということ、想像以上のものがあるものであります。今後きびしい世界の市場競争に

対処するためにも、わが国として積極的なデザイン振興の施策が必要ではなからうか、そうすることによりまして、こつちの法案の効果といふものも十分に上るような一つの背景が出てくるのではないかと、このように考へるのであります。

さらにまた最近の海外市場の傾向といふものは日本趣味を求めている、一部には日本ブームといふような言葉さえあるものであります。このことはわが国のデザイン創造による輸出拡大の可能性を期待させるものであるといふふうに考へるのであります。こつちの点についての政府の所見、それからこつちの点について、何らかの点で従来施策が行われていたならば、その点簡単に御説明をいただきます。

○松尾(参)政府委員 御説ごもつともございまして、本法案の条文中に

は、今も御指摘がありましたように、消極的な取締り規定ばかりであります。積極的な規定をいたしまして第三十四条に国の援助に關する規定があるわけでありまして、それだけが積極的な規定なんではございません。しかしこのデザインの創作を奨励いたしますためには、相互にデザインが盗用されない環境の確立が、まず第一でなければならぬと思つておる。この意味におきましては、本輸出品デザイン法案が間接的にデザインの振興に寄与するところはきわめて大きい、こつちを確信をしております。

なおデザイン模倣防止と並行いたしまして、デザインの積極的な助成策も強力に行なつていく所存であります。三十四年度におきましては、それらのデザイン関係の積極的な助成策をいたしまして、予算を約四千万円はかり計上いたしております。いづれも海外から優秀なデザインの商品を集める費用、あるいはまたデザイナーを海外に派遣をして勉強させる費用、あるいは学校へ留学させる費用、あるいは内地にジャパン・ハウスを作つて、優秀なデザイナーの商品を集めまして、優秀デザイナーの商品を集めまして、お互いに勉強し合ひ、いわばセンターにいたしたいといふような予算もありませんし、その他優秀デザイナーの商品の展示会を、相当な商品について時々開催をしていくといふような予算も盛り込んでおる。またアメリカ等におきましては、日本ブームの関係をありまして、いわゆるラッセル・ライト計画といふものを実施をいたす予定になつております。これは日本の優秀なデザイナーの商品を、アメリカのラッセル・ライトといふ非常に有名なデ

ザイナー兼マーケッティングをやる人でありませんが、これに依頼をいたしまして、アメリカの有名なデパートに展示会を開催して回る計画であります。そういうことでデザインの積極的助成策も及ばずながら逐次進めていくつもりであります。

○始関委員 私的質問はこれで終了しますが、この法案の第二条の第二項に輸出入取引等の秩序の確立に関する法律、こういふのがございますし、また二十一条にも同じようなことが出ておりますが、この法律の名前は間違いでありませんか。

○松尾(泰)政府委員 ただいま本委員会に現行輸出入取引法の改正法案の御審議をお願いいたしております。その改正法案の新しい名前といたしまして、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律ということになっておりますので、輸出入取引法改正法案を御審議願えるものと思ひまして、かように書き改めておる次第でございます。

○長谷川委員長 ちよつと委員長から一点お伺いしておきます。板川君の質問の中に最も重要な点が含まれておつて、また始関君もこれに触れておりましたが、しかしはつきりしておらないと私は思うので質問するのですが、たとえば登録をしたところが、その類似品が仕向先が違った場合は、これを許可するのだというふうなお話でございますが、そういうことがありますか。

○松尾(泰)政府委員 仕向国別の観念を導入いたしました理由については、先ほどの御質問に対してお答えをした通りでございますが、アメリカの工業所有権がアメリカにおいて登録されておるといふものを、アメリカ以外の登録

されてない地域に出す場合は、一応周知になつていなければ、大体かまわないという判断に立つておるわけでありませう。

○長谷川委員長 もう一つ伺います。これは輸出のデザインですが、国内でもデザインという点について、たとえば機械工業あるいは衣料、意匠、こういうようなもので今日非常にむずかしい問題がたくさん起つておると私は考へております。従つてこれは国内の問題も当然解決つけていかなければならない。国内の解決をつけることによつて、輸出というものが奨励され、また

各国のPRが盛んになつていくのだと思ひますが、こういう点について国内に対するデザイン法というものを、早急に考えることができなかつたかという点を伺つておきます。

○松尾(泰)政府委員 輸出の振興のみならず、いろいろ国内の経済の発展に対しまして、デザインのますます優秀になつていくことは当然必要であるわけでございます。通産省といたしまして、デザイン行政をいまま少し積極的に集中的にやりたいということ、昨年の五月に通商局にデザイン課が設けられたのでありますが、この課の設置も、大いにこのデザイン行政について積極的に力をいたしたいという趣旨であります。なお、今意匠奨励審議会というものをもちまして意匠の研究あるいはそういう環境の醸成に努力をいたしている次第でございます。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。
次会は明日午前十時より理事会、午前十時二十分より委員会を開会いたします。
午後一時五十四分散会